

流域治水の取り組み 流域治水オフィシャルサポーター（その6）

1. 流域治水に資する取り組みの紹介

弊社の流域治水オフィシャルサポーターとしての取り組みは、「WEB ページや当社発行のテクノロジーレポートにおいて、流域治水に関する情報を掲載」を掲げ、広く流域治水への取り組みの紹介を行っている。

それ以外にも、流域治水オフィシャルサポーター制度の基本理念である「流域治水に資する取組の促進」を目指して、様々な場面で啓発活動を行っている。

弊社では、社員（技術職以外も含む）に向けて「流域治水」への理解の深化を目的とした勉強会を令和 6 年 6 月と 9 月に Web 併用で開催した。勉強会では、「流域治水の考え方」の紹介に加え、災害を契機とした様々な法改正の歴史、流域治水への転換と気候変動への対応といった、流域治水への取り組みの経緯などについて触れており、本レポートでは今回その一部を紹介する。

2. 流域治水の取り組みに至る流れ

総合治水

国土交通省は、かねてより「流域と一体となった」取り組みを進めており、その走りは昭和 52 年の審議会答申を踏まえた「総合治水対策特定河川事業」への取り組みに遡ることが出来る。

「総合治水」の取り組みは、流域基本高水流量を「流域」と「河道」で分担する、開発に伴って浸水リスクが高まる、などの考え方を広く浸透させる契機となり、住民が、流域での対策の重要性を受け入れる気運の下地づくりとして機能することとなった。

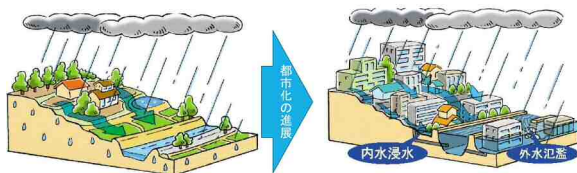


図1 開発に進展に伴う浸水リスク増大のイメージ

一方で、総合治水では、調整池や透水性舗装などの設置は『努力目標』であること、ミニ開発などの市街化を抑制するための法整備が十分でない、などの課題があった。

災害を契機とした新法の公布

総合治水への取組が進む中、日本各地で水害が多発化するようになり、H11 福岡水害、H12 東海豪雨、H15 福岡水害などでは、主要都市の機能が停止するなど社会的影響も大きい水害となった。それらを受けて、平成 15 年には、「特定都市河川浸水被害対策法」が公布された。

この法律は、都市河川流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となった浸水被害対策を進めるための新たなスキームとして機能し、流域全体の関係機関が連名で「流域水害対策計画」を策定するなど、総合治水の課題を踏まえた法整備であった。

流域治水へ転換

一方で、気候変動に伴う豪雨災害の頻発化・激甚化が顕在化し、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害における鬼怒川の氾濫などを契機として、平成 27 年の審議会を踏まえた「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定された。併せて平成 29 年に『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」として施策がまとめられた。

更に、R1 東日本台風、R2 豪雨水害など、毎年のように発生する被害を鑑み、令和 2 年審議会答申では「『流域治水』への転換」が示され、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」として施策を取りまとめるに至った。

その後、令和 3 年には、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（いわゆる『流域治水関連法』）が施行された。この改正では、気候変動による水災害の激甚化、頻発化へのさらなる対応のため、治水安全度の向上に向けた流域一体での取り組みを加速化させることを目的としている。

これらの流れを踏まえて、R3 流域治水プロジェクト、R5 流域治水プロジェクト 2.0 が進められている。

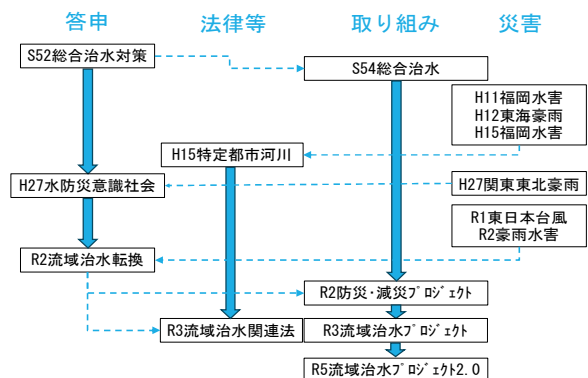


図2 災害を契機とした流域治水への取り組みの関連

3. 流域治水の啓発活動を通じて

社内での勉強会を通じて、流域治水への取り組みは、頻発化する水災害に対して、過去の経験や社会条件を鑑み、流域が一体となって抗する手段として、取り組まれていることを、再認識することが出来た。これらの知見を、このテクノロジーレポートを通じてさらに周知できることを期待する。

4. 問い合わせ先 技術的な相談は当社 HP からお問い合わせ下さい。 <https://www.mccnet.co.jp/>